

生食輸発0426第1号
平成28年4月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(インド産ひよこ豆のアフラトキシン)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正：平成28年4月25日付け生食輸発0425第1号)により通知したところです。

今般、輸入時検査実績を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

1. インドの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ひよこ豆	—	総アフラトキシン (アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10µg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。

を削除する。